

不動産に関するルールが 大きく変わります



所有者が分からない土地は、
公共事業や災害復興の妨げとなっています。
所有者不明土地をなくすための取組が
令和5年度から順次開始されます。



不動産登記推進
イメージキャラクター「トウキツネ」



令和6年4月1日から

相続登記の義務化

不動産を相続したときは、登記申請が必要となります。

令和5年4月27日から



相続土地国庫帰属制度の創設

相続によって取得した不要な土地を法務大臣の承認により国が引き取ります。

※利用には一定の条件があります。



法務省 民事局
QRコード

お問合せは

水戸地方法務局不動産登記部門

〒310-0061 水戸市北見町1番1号（水戸法務総合庁舎1階）

TEL：029-221-5130（直通）

自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を 水戸地方法務局でお預かりします

手続には
予約が必要です。

インターネットまたは電話での予約が可能です。

※申請予定日の3日前～1か月前に予約をお願いします。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



保管の申請に必要なもの

- ご自身で作成した遺言書
- 申請書
- 添付書類
(本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)
- 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料 (3,900円)



- ・遺言書の原本及びデータを長期間保管します。
- ・遺言書の紛失等の心配がなくなります。
- ・お預かりした遺言書は家庭裁判所の検認が不要です。



あなたの
大切な遺言書を
守ります。

あなたの遺言をきちんと
伝えるための制度です。

※「公正証書遺言」とは別の制度です。

遺言書ほかんガルー

水戸地方法務局管内の遺言書保管所

本局 供託課 TEL. 029-227-9917

日立支局 TEL. 0294-21-2253

常陸太田支局 TEL. 0294-73-0221

土浦支局 TEL. 029-821-0792

龍ヶ崎支局 TEL. 0297-64-2607

鹿嶋支局 TEL. 0299-83-6000

下妻支局 TEL. 0296-43-3935

※遺言書の保管申請は、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する保管所に申請することが可能です。

(詳しくは水戸地方法務局ホームページへ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>

水戸地方法務局

